

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年4月1日
(第18期) 至 平成30年3月31日

株式会社ソケッツ

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

(E22461)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. 事業等のリスク	9
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	40
5. 役員の状況	41
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	48
1. 財務諸表等	49
(1) 財務諸表	49
(2) 主な資産及び負債の内容	74
(3) その他	75
第6 提出会社の株式事務の概要	76
第7 提出会社の参考情報	77
1. 提出会社の親会社等の情報	77
2. その他の参考情報	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【事業年度】	第18期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	コーポレートマネジメント室 室長 坂蓋 勝二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	コーポレートマネジメント室 室長 坂蓋 勝二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	2,197,203	1,830,397	—	—	—
経常損失 (△) (千円)	△135,858	△440,644	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△758,674	△514,178	—	—	—
包括利益 (千円)	△762,079	△514,178	—	—	—
純資産額 (千円)	1,408,242	902,740	—	—	—
総資産額 (千円)	1,847,218	1,747,112	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	579.74	363.27	—	—	—
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△322.58	△212.76	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.8	50.6	—	—	—
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△9,526	△210,616	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△418,658	△158,015	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	109,652	461,832	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	472,575	565,776	—	—	—
従業員数 (人)	110	73	—	—	—
(外、平均臨時雇用者数)	(28)	(17)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第14期及び第15期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 平成27年10月1日付で当社連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第16期より連結財務諸表を作成しておりません。このため、第16期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (千円)	2,121,672	1,801,069	1,756,857	1,709,030	1,604,065
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△126,304	△426,709	△67,748	38,152	67,832
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△743,511	△536,592	△91,380	71,522	64,367
持分法を適用した場合の投資損失 (△) (千円)	—	—	△763	△473	△1,428
資本金 (千円)	490,847	496,982	496,982	497,732	501,212
発行済株式総数 (株)	2,424,000	2,458,000	2,458,000	2,461,000	2,469,000
純資産額 (千円)	1,419,670	905,228	821,478	902,129	980,439
総資産額 (千円)	1,862,512	1,754,991	1,400,518	1,206,910	1,236,605
1株当たり純資産額 (円)	590.18	364.30	326.74	356.30	384.29
1株当たり配当額 (円)	5.00	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△316.13	△222.04	△37.55	29.38	26.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	26.11
自己資本比率 (%)	75.5	50.5	56.8	71.9	76.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	8.6	7.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	42.0	51.2
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	152,128	260,311	165,134
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	19,173	△48,748	△80,653
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△153,076	△236,679	△68,870
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	582,293	557,177	572,787
従業員数 (人)	101	65	65	61	61
(外、平均臨時雇用者数)	(28)	(17)	(9)	(9)	(11)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

3. 第15期まで連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資損失(△)およびキャッシュ・フロー計算書に関する数値を記載しておりません。

4. 第16期以前の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成12年6月	東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円）
平成12年8月	携帯電話向けサービスの提供を開始（注1）
平成13年2月	音楽データベース活用サービス開始
平成13年3月	本社を東京都千代田区一番町に移転
平成14年12月	米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC. を設立
平成17年3月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成17年6月	KDDI株式会社へ携帯電話音楽認識サービス「聴かせて検索」をサービスアプリケーション・プリセットモデルにて提供（注2）
平成18年1月	KDDI株式会社の総合音楽サービス「LISMO」向けアプリケーションの開発、サーバーおよびサービスの運営を開始
平成19年4月	米国向けサービスの終了により、米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC. を清算
平成19年8月	商号を株式会社ソケッツに変更
平成21年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成21年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへ「コミック検索」の提供を開始
平成21年8月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目に移転
平成22年10月	楽天株式会社へ「メディア商品のクロスセルデータ・サービス」の提供を開始
平成24年9月	株式会社T. C. FACTORYを株式取得により連結子会社化
平成25年10月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と資本業務提携
平成27年4月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目に移転
平成27年5月	株式会社NTTドコモと株式会社レコチョクが提供するスマートフォン向け定額制音楽配信サービス「dヒッツ®powered byレコチョク」にパーソナライズレコメンドの提供を開始
平成27年10月	連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを吸収合併
平成28年5月	楽天株式会社が提供する定額制音楽聴き放題サービス「Rakuten Music」に音楽データベース、レコメンドエンジン、音楽配信システムの提供を開始
平成29年1月	LINE MUSIC株式会社が提供する音楽サービス「LINE MUSIC」にレコメンドサービスを提供
平成29年3月	株式会社フィスコと資本・業務提携に向けた基本合意書を締結

（注）1. 携帯電話で、画像と音楽とテキストを同期したデータを送付するサービスを開発し、主にKDDI株式会社や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者を通じ、メールサービスを中心としたモバイルサービスを提供いたしました。

2. プリセットモデルとは、アプリケーションをユーザーが携帯電話端末購入後に任意にダウンロードするのではなく、ソフトウェアが携帯電話端末の工場出荷時に既に搭載されていることを指します。ここでは、当社開発の音楽再生および検索用のソフトウェアが、あらかじめ携帯電話に内蔵された状態で組み込みソフトウェアとして提供されたことを指しております。

3【事業の内容】

当社の主力サービスは、音楽・映像・書籍などの関連情報インターネット上での（１）レコメンド（おすすめ紹介）サービス（２）パーソナライズサービス（３）検索サービス（４）ストリーミングサービス（５）データ分析サービス（６）データ提供サービスを含むメディアビジネスおよび、コンテンツビジネスであります。メディアビジネスには、各サービス提供に伴う「ライセンス」「開発」「運用」事業があります。

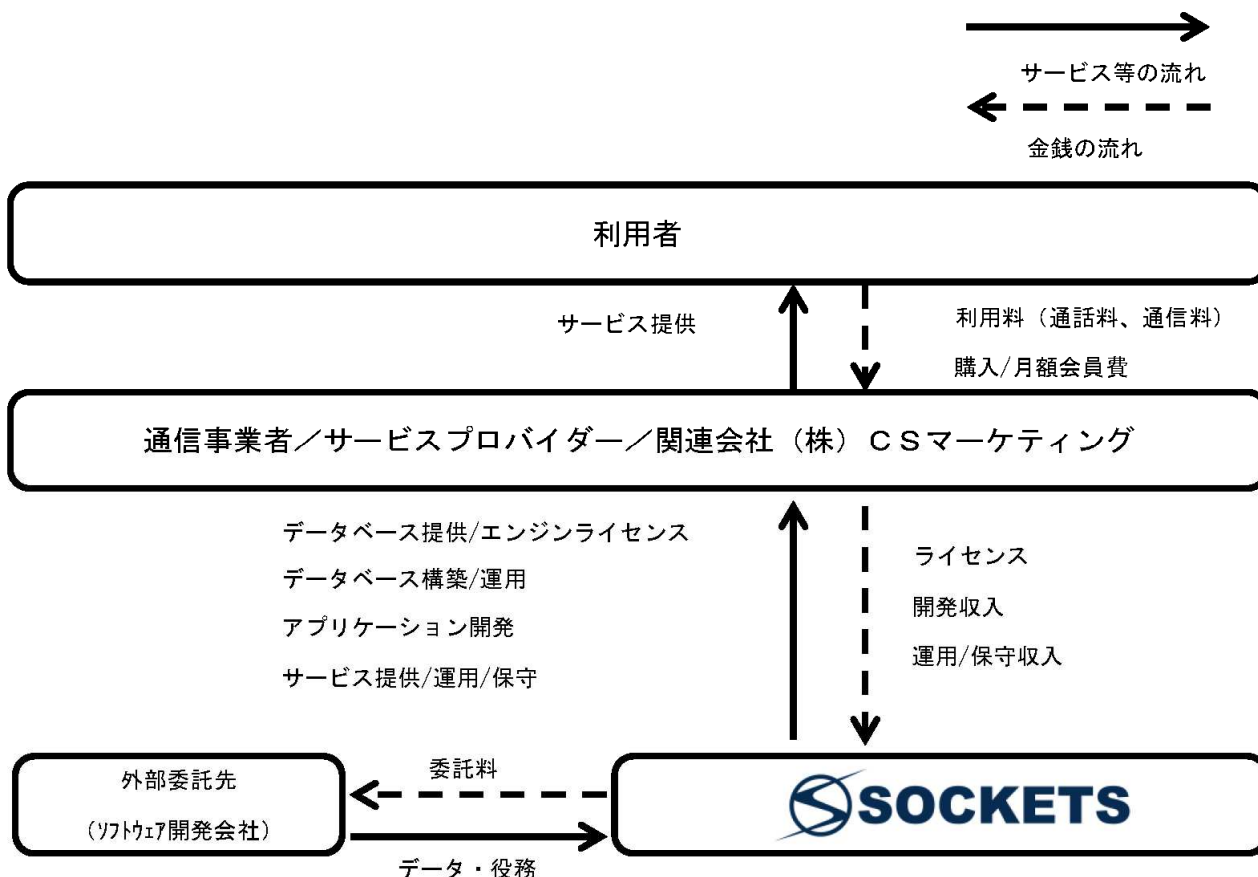
- （１）「レコメンド（おすすめ紹介）サービス」とは、当社の独自データベースを活用し、音楽、映像、書籍などのおすすめ作品・情報の提供を行います。このおすすめ情報により、サービス利用者は、自分がまだ知らない作品・情報を探す、知る、購入することなどができます。
- （２）「パーソナライズサービス」とは、サービス利用者の行動履歴を時間の経過とともに解析し、ひとりひとりの嗜好性に合った作品・情報の提供を行います。これにより、サービス利用者は、「自分の好みや気分にあったおすすめ情報」を知ることができます。たとえば、そのユーザーの嗜好性が、音楽であれば、アコースティックの音色、やわらかな歌声、ゆっくりしたテンポ、ストリングスが効果的に使われていて、かつ楽曲テーマが、はげまし、応援、あきらめない、乗り越える、などの多様なメタ（特徴）データの組み合わせによる最近の好みの傾向を感性的に抽出しておすすめします。映画であれば、人生をしみじみ振り返るテーマ、かつ古いアメリカ製の車が特徴的に使用されている、人生の転機にある男、昔の恋人と一緒に旅をするものの片思いである、などの甘酸っぱく切なく慈悲深い感性因子などに最近の嗜好性があれば、そのような類似作品群を紹介する、などを行います。
- （３）「検索サービス」とは、音楽・映像・書籍などに特化した検索サービスであり、サービス利用者は一般的な検索サービスと比較し、よりこだわりのある専門的な情報を探す、知る、購入することができます。
- （４）「ストリーミングサービス」とは、インターネットを活用した放送型サービスを指し、サービス利用者は、スマートフォンなどで、数千万曲の国内外の音楽やFMラジオ番組を聴くことができます。
- （５）「データ分析サービス」とは、ロコミ情報、行動履歴を収集・解析し、当社独自の感性データベースと組み合わせた分析を行い、企画、商品調達、商品開発、販売予測、メディアプランニングなどのマーケティング支援サービスをデータ・ドリブン（データを元に次の施策を決定すること）にて行います。
- （６）「データ提供サービス」とは、当社が体系化したデータベースをサービス事業者を提供し、サービス事業者はそのデータを活用し、自社サービスを編成・運営することを行います。

いずれにしても、サービス事業者は、サービス利用者の好みを理解し、あらたな出会いを提供することにより、購買率、閲覧率、回遊率、再生率、サービス継続率などサービス利用者に対する価値を高めることを主な目的としています。

これらの事業の元となるのが、当社独自開発のデータベースであります。音楽であれば、基本情報のみならず演奏されている楽器の種類、奏法、声質、歌唱方法、ビート、歌詞の内容などの感性情報から年代、マイクロジャンル、影響を受けた楽曲やアーティストなどの関連情報までを詳細に特徴づける体系的なデータであります。映像であれば、基本情報に加え、たとえばその映画のテーマ、時代背景、場所、職業、人間関係、ライフステージなどの詳細な情報を体系化しております。これら同様一般商材においても基本情報のみならず、各商品の感覚的な特徴、イメージ、期待効果などを網羅しております。

ビジネスモデルとしては月額従量制（月におけるデータ・エンジン利用量や利用者数に応じて発生）、月額固定制、またはその組み合わせ、があります。データ提供に伴う「開発」事業に関しては、初期開発、サービス拡張に伴う追加開発があり、「運用」事業に関しては、主に年間契約に基づき、サービス事業者のシステムの一部を運用いたします。

当社のこれらのサービスは、現在、KDD I 株式会社および株式会社NTTドコモ、株式会社楽天、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、LINE MUSIC 株式会社などに提供しており、サービス利用者に対してはこれらの企業を通じたサービスとして提供されております。



4 【関係会社の状況】

関連会社は次の通りであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
株式会社CSマーケティング	東京都目黒区	50	情報処理サービス事業および 情報提供サービス事業など	49.0	データベース の開発委託な ど役員の兼任

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社は、単一セグメントであるため、セグメント区分別の従業員数は記載していません。

平成30年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
61 (11)	39.2	4.8	6,972

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、『人間の想像力をつなぐ』ことをミッションとし、音楽・映像・書籍・一般商材などのデータベースを開発し、インターネットを通じ「レコメンド（おおすすめ紹介）サービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「ストリーミングサービス」「データ分析サービス」「データ提供サービス」などデータベース関連サービスを含むメディアビジネスおよび、コンテンツビジネスを提供しております。

今後、膨大な履歴と当社オリジナルデータベースを活用した機械学習、深層学習、自然言語解析、AIなどの技術開発をより積極的に進め、当社が提供するデータベース関連サービスの継続的な品質向上や新たな付加価値機能の開発のみならず、「行動予測」「販売予測」「商品調達・開発支援」「制作支援」「タイアップ支援」「キャスティング支援」「クリエイティブ支援」「生活サービス提案」「パーソナル広告」「感情分析による会話エンジン開発」などサービスの用途ならびに提供範囲の拡大を行っていくことを目的に、以下の基本方針を継続的に実践してまいります。

- ①『人の想像力をつなぐ』ことに役に立つ価値あるサービスを確かなモノづくりにて実現するために、サービス開発、サービス運用の持続的な品質向上を行うべく研究開発とデータ開発を重視しデータ関連技術開発を育てていきます。
- ②常にユーザー視点、顧客価値を大切にし、真に価値あるオリジナリティの高いサービスの実現へ向けサービス開発と技術開発を続けます。
- ③作品やモノを創る人間の持つ創造性や、人が人を想う気持ち、それらを受け取り感じる人間の感性の可能性を信じます。
- ④社会にとって価値ある新しいサービスを生み出す技術力と企画力を育成し発展し続けます。
- ⑤新たな顧客価値を生む当社独自の感性データベースを構築、発展させます。
- ⑥独自感性データを最大限活かすAIはじめ新たな技術開発に注力し、心がより豊かになる日々の生活に貢献します。
- ⑦インターネットがつながる機器の爆発的な拡大を見越し、サービスの提供範囲を広げていきます。
- ⑧当社の企業理念や志を共有する意欲的な従業員を採用・雇用し続け、また人材の成長に高い関心を持ち続けます。

これらを行うことで、より多くのユーザーの役に立つサービスの開発・提供を行ってまいります。その結果として、収益性の向上、持続的な成長を実現させることが社会への貢献となり、一層の企業価値の向上につながるものと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社では、データベースを活用した新しいサービスの開発、品質向上を継続的に行い、あらゆる生活シーンにおいてより多くの皆様に当社の関連サービスを提供し、満足度の向上を図ることが当社の企業価値の向上につながると認識しております。そのための経営指標として「成長性」と「収益性」を重要な経営上の指標としております。

当社の中期的な経営指標として、社会により深く役に立ち、かつ独自性が高い事業の指標として、売上総利益率60%以上、営業利益率20%以上を目標としています。それらを達成するにあたり、ユーザー数の拡大が直接的に収益の拡大となるビジネスモデルへの転換を図るための独自データベース、レコメンドエンジン、当社独自データベースを活用した機械学習、深層学習、自然言語解析、AI関連分野へ先行投資を実施しております。

また、上記ユーザー数の進捗などを把握するとともに「データベース・サービスカンパニー」として、社会全体での当社独自データベース利用に関する指標も管理してまいります。

具体的には、①データベース関連事業の売上成長率②新規ライセンス数③当社データベース関連サービス利用者数の管理に取り組んでまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

インターネット回線速度のさらなる高速化、スマートフォンなどの端末の高性能化によるクラウドコンピューティングの普及、生活上のあらゆる端末がインターネットに繋がるIoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI、ロボットなどの技術革新の進展により従来にないスピードでデータ量は増加し続けており、機械学習や深層学習などの分析技術が進む中で当社を取り巻くデータサービス関連市場は成長を続けるものと期待されています。

そのような環境の中で、データの量のみならずの質の重要性、より多面的な分析の重要性が増しております。当社は「感性データ」を中心とした独自データベース関連サービスのライセンス提供により、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどのエンターテインメント分野において国内随一のデータベースを開発・提供します。そのうえで現在の提供先を国内外の企業により多く増やします。また感性データの開発・提供をエンターテインメント分野のみならず飲料、食品、生活雑貨、家電など一般商材まで広げ、データライセンス提供先を流通業界、小売業界、美容業界、旅行業界、飲食業界、広告業界、不動産業界、金融業界などにも拡大してまいります。

さらに、機械学習や深層学習などの分析技術の開発・活用を進め、当社独自の「感性A I」「用途特化型A I」の開発・提供を通じ、人間の感情・感性を理解する新たな人と機械のコミュニケーションの可能性を追求します。

また当社独自の生活提案サービスを開発し、新たな広告・マーケティング関連サービスの展開をいたします。これら当社のデータ関連サービスの提供機器は、スマートフォンやパソコン・タブレットのみならずI o Tとして連携し得る自動車や家電、ロボット、ウェアラブルコンピュータなどあらゆるデバイスに広がっていきます。さらにイベントやサービスなどより体験や世界観をつなぐサービス利用者への価値を向上させていきます。そのうえで、中長期的には、国内のみならず海外でも一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界の『人間の想像力をつなぐ』ことに寄与していきます。

それらの実現のために、当社独自の人の感情や感性を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発およびそのデータを利活用するデータ関連技術開発を進めてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

スマートフォンおよびインターネット関連の技術進化、ユーザー嗜好の変化、他分野の事業会社の新規参入および新しいサービスの増加など、変化の激しい事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処してまいります。

① 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力およびサービス制作・運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、専任者を設けるなど採用体制の強化、教育・育成、研修制度（新入社員・中堅社員・管理職向け）、人事評価制度の充実などの各種施策を進める方針であります。

② 開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛けるアプリケーション、データベースおよびサービスは、端末機能などと密接に結びついていることから、開発内容が複雑化する傾向があります。また、通信事業者など顧客が開発スピードのさらなる向上や開発コストの軽減を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門の組織体制の見直し、開発・運用ルールの一貫化、ツールの構築と活用、外部検証専門会社の活用および専任の品質管理者の選任・拡充など、開発管理体制を強化する方針であります。

③ 収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、ライセンス収入モデル、開発収入モデル、運営収入モデルなどです。スマートフォンやI o Tの普及に伴い、各種無料サービスの広がりや、多様なインターネットサービスとのより一層の連携などにより、従来のビジネスモデルは、変化の時期を迎えております。従来の通信会社との取引による比較的規模の大きい開発収入は規模および時期が従来より流動的かつ不確実になってきていることから、当該事業年度の経営成績に与える影響が大きくなっております。

このため、当社では開発売上主体の収入モデルからライセンス収入モデル主体へのシフトに加え、成功報酬型、広告型、フリーミアム型モデルなど新たな収入モデルへの取り組みを積極的に進めております。

④ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体および職務権限の見直しや各種委員会の設置など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

⑤ インターネット関連技術・サービスなど企業との連携

今後、国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合していくことと予想され、当社はこの流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社ではデータベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、通信事業者、デバイスメーカーやインターネット関連企業およびサービス提供企業との連携や権利元との調整などアグリゲーション力を強化していく方針であります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

大株主との取引など

当社は、KDD I 株式会社より出資を受けており、当事業年度末において同社は当社の議決権の9.8%を保有する大株主となっております。当社は同社へ音楽・映像・書籍のインターネットサービスにおけるデータベースの提供、アプリケーションの開発、サービス運営などを行っており、当事業年度における主要な取引先となっております。なお、同社との取引条件につきましては、同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。

また、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）より出資を受け、当事業年度末において同社はKDD I 株式会社と同数の当社株式を保有しております。当社は、今後のマーケティング分野への展開を目指しCCCグループと当社のデータベースを連携させるため、共通基盤データベースの開発およびその利活用に引き続き取り組んでおります。なお、同社グループとの取引条件につきましても同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。

また、当社は平成29年3月7日に株式会社フィスコと資本業務提携に伴う基本合意書を締結しました。当事業年度末において同社および関連子会社により当社株式を2.4%保有しております。今後、当社の感性データベース構築力および自然言語解析、機械学習、深層学習などのAI関連技術と、株式会社フィスコグループにて有するブロックチェーン技術を連携し、様々な実証実験、共同事業、商品開発を検討いたします。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について次のとおり記載しております。なお、以下の記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

①インターネットに関する技術およびサービスの変化

当社は、インターネット関連技術に基づいて事業を展開しております。インターネット関連テクノロジー業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、技術および顧客ニーズ等の変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社は独自でかつ付加価値の高いサービスの実現に向け積極的な研究開発による人の感情や感性を捕捉しえる当社オリジナルデータベース関連技術開発を推進し、新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には当社の技術およびサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

当社に関連した分野においては、通信速度の高速化、スマートフォン端末の高機能化、定額制ストリーミングサービスの普及、コンテンツの流通経路および流通量の増加を背景として、アプリケーションおよびシステム開発を手掛ける企業が、当社以外にも存在しております。また、データ分析やAI分野におきましても、今後ますます新規参入企業が増加することが予想されます。

当社では、当社が独自に開発したオリジナルデータベースを最大限に活用するビジネスモデルの構築をより強化し、他企業との差別化を図っております。また同時に、10年におよぶオリジナルデータサービスの提供実績を踏まえたデータ分析や利活用技術開発を積極的に進め、独自かつ付加価値の高いサービスの質を実現し続けるとともに、新規サービスの提供や新機能の実装を効率的に実現しております。しかしながら、競合となりうる会社が当社を上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社における事業展開および経営成績に影響を与える可能性があります。

③特定の取引先への依存について

当社の当事業年度における全社売上高に占めるKDDI株式会社の割合は、下表の通りの水準にあります。同社に対してはサービス開発・運営、アプリケーション開発、データベースの運用・保守等の売上を計上しております。当社は同社にデータベース、アプリケーション、システム開発・運用サービスを提供し、同社を通じてユーザーに提供しているなかで同社の事業方針や意向が当社に与える影響があります。

現状においては、主要販売先と良好な取引関係の維持に努めるとともに、将来の戦略的な展開を共有し、新規データライセンス事業の拡大を進めた新たなライセンス提供の取り組みを進めておりますが、何らかの要因による取引関係の悪化による契約解除となった場合、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	売上高 (千円)	全社売上高に占める割合 (%)	売上高 (千円)	全社売上高に占める割合 (%)
KDDI株式会社	949,545	55.5	673,366	42.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 事業内容について

①外注先の確保について

当社では、システム開発および運用業務を一部外部に委託しております。

開発スピードの向上や開発コストの削減、またユーザーの嗜好性に合致したサービスを継続的に提供するためには、今後も優秀な外部委託先を安定的に確保する必要があります。その確保のため、当社では既存の外注先のみならず、新規外注候補先の選定を継続的に行っておりますが、今後優秀な外部委託先が安定的に確保できない場合、当社の開発・制作スケジュールに支障をきたし、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②プログラム等のバグ（不良箇所）について

当社のアプリケーション、システムおよびデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェアなどによるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社の信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ソフトウェア資産について

当社では、アプリケーション、データベースおよびエンジンを開発し、それらを活用したデータベースサービスを推進しております。それらの開発に係るコストについては、資産性のあるものについては自社サービス用ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものは各事業年度において運用原価もしくは研究開発費をはじめとした販売管理費として費用化しております。

自社サービス用ソフトウェアの開発および研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発および研究開発が市場のニーズと合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを除却処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

④システム障害・通信トラブルについて

当社では、主にサーバーを利用し、機能やサービス提供をしております。サーバー運用に際しては、クラウドサービスの活用を中心とし、安全性を重視したネットワークおよびセキュリティシステムを確保および構築し、24時間のサーバー監視をはじめ、セキュリティ対策も積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウィルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバーおよびシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社のサービスが停止する可能性があります。この場合、当社のサービス提供先である通信事業者等との契約に基づき損害賠償の請求を受ける等、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

①人材の確保や育成について

当社において優秀な社内の人材の確保、育成および定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員および中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また、必ずしも採用し育成した役職員が、当社の事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高の経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えてまいりました。

現在当社では、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等について

①法的規制について

現時点で、今後の当社事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネット、スマートフォン中心に活用したサービスに関しては、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的財産権の保護、個人情報の保護など今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。

例えば、平成29年5月の「改正個人情報保護法」の全面施行などに見られるように、個人情報を生活者にとってより有効的に利用することに取り組んでいく方向はこれからの社会にとっても当社の事業機会にとっても価値がある一方で、プライバシー保護、セキュリティ保護などに関しては一層の留意が必要であります。

同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社の事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社の事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

②個人情報の取り扱いについて

当社が開発・提供する各種サービスの利用者は、主にスマートフォン等のデバイスを利用した個人であり、当社が運営を行うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社グループサービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常取引の中で、業務提携先や業務委託先等取引先についての情報を得ております。

当社は、個人情報の管理強化のため、個人情報保護マネジメントシステムマニュアルの制定、役職員への周知徹底を図るとともに、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。

なお、平成22年6月より現在に至るまで継続的に財団法人日本情報処理開発協会より個人情報の適切な取り扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク(R)」使用許諾事業者の認定を受けております。

今後につきましても、社内体制整備とともに、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払ってまいります。しかしながら、当社の管理体制の問題、または当社外からの不正侵入および業務提携や業務委託先等の故意または過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社の信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社は、知的財産権の保護については、会社のコンプライアンスおよび社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社の従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社は損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

(5) その他

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役職員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権には一定の権利行使条件がついており、原則として当社株式上場日より1年間経過した日から、または上場後に付与したものについては、2年を経過した日から5年間をかけた段階的な行使としておりますが、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も将来に渡り継続的な企業価値向上を行うことを前提に多様なストック・オプションの付与を行う可能性がありますので、この場合には更に1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は98,700株であり、同日現在の発行済株式総数2,469,000株の4.0%に相当しております。

ストック・オプションの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、生産、輸出、雇用、家計などにおいて底堅い内外需を背景とした継続的かつ緩やかな上向き基調である一方、引き続き不安定な国際情勢に端を発する海外発の景気下振れリスクにより依然として先行きが不透明な状況にもあります。

このような経済環境の中、インターネットサービスを取り巻く環境は5Gなど次世代通信網の高速化、インターネットサービスに接続される端末数の増加やセンサー技術の発達、またAIに代表される人と機械の新たなコミュニケーション手段の進展がより一層進むことが予想されます。またその環境下で様々な履歴（ログ）や、大量の情報、コンテンツなどのデータがインターネット上で保管、流通される状況がさらに進みます。それらの新しいネットワーク、テクノロジー、データの有効な利活用において、新たな産業構造が生まれる可能性が生まれています。

そのなかで、あらゆるコンテンツ（音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなど）体験の機会においても、緩やかにかつ確実な変化が起きております。その変化の波は、より大きなものになり、日々の生活の中でより多くのコンテンツに接触する機会が増加することによるコンテンツ関連市場の飛躍的な活性化に大きな事業機会があります。

またインターネットにつながるデバイスが、家電、テレビ、自動車など生活に密着した機器にまで広がるIoTと大量データを自律的に学習するAIの普及、データ解析や予測技術の進展、これらを通じて新たな価値を生み出すデータベース関連サービスの事業機会の増加が予想されます。またスマートフォン時代の次にくる「ポストスマートフォン」「スマートデバイス」においては、画面を伴わないコミュニケーション、つまり人と機械がより自然に会話し、情報のみならず感情までもやりとりする対話型インターネットサービスの進展も予想されます。

このような環境のもと、当社は「データベース・サービスカンパニー」として、『人の想像力をつなぐ』ことをミッションに、コンテンツに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのメディアサービスデータベース

（以下「MSDB」といいます）を開発し、通信会社およびインターネットサービス会社を対象に、データ提供、検索機能提供、推薦（レコメンド・パーソナライズ）機能提供、データ分析などの多様なデータベース関連サービスの開発および提供を行っております。

当社の強みは、人間が持つ感情や感性を体系的、網羅的、詳細にデータベース化を行い、国内最大級のエンターテインメント系のデータベースであるMSDBとして自社開発、運用していること、およびそれらで蓄積した「感性データ」を活用したデータ分析やAIを例とするデータ活用応用技術にあります。

MSDBで培った「感情を科学する技術」を発展させ、一般商材、施設情報、放送情報、イベントなどにデータ開発の領域が広がり、エンターテインメントから始まりあらゆる分野の感性データを連携するオリジナル各種マーケティングサービスが提供可能となりつつあります。

具体的には、メディアビジネスにおいて音楽・映像・書籍・一般商材などの「専門検索サービス」、それらが感情という軸でつながりをもった「クロスカテゴリー検索サービス」、「レコメンド（おすすめ紹介）サービス」、サービス利用者の一人ひとりの嗜好性を分析し、サービス利用者の好みにあわせた情報を提供する「パーソナライズサービス」、データ分析による商品の調達予測支援をはじめとした「データ分析サービス」、当社が体系化したデータベースを提供する「データ提供サービス」、インターネットを活用した「ストーリーミングサービス」および、コンテンツビジネスを展開しております。

これらのサービスについては、ユーザーベースをもつパートナー企業への技術ライセンス提供として、KDDI株式会社、株式会社レコチョクを通じた株式会社NTTドコモ、ヤフー株式会社、楽天株式会社、LINE MUSIC株式会社などのサービスにて利用されております。

また独自に開発した「感性AI」を活用した「人の感情、感性を理解するテクノロジー」に関する特定パートナー企業との実証実験、プロトタイプ開発も当期において進捗しております。

当事業年度はエンターテインメント分野のみならず食品、飲料、衣料、家電などの一般商材のオリジナルデータベース化の取り組みも進展し、それらの結果として売上高は前事業年度比93.9%の1,604,065千円となりました。

売上原価は、利益率の高いデータライセンス事業の進展や既存事業の開発・運用の効率化により、前事業年度比86.0%の994,554千円となりました。売上総利益は、前事業年度比110.3%の609,511千円、販売費及び一般管理費は、研究開発活動の活発化により前事業年度比106.0%の540,950千円となりました。また法人税等調整額として、繰延税金資産を8,879千円計上しております。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,604,065千円(前事業年度比93.9%)、営業利益68,561千円(前事業年度比163.6%)、経常利益67,832千円(前事業年度比177.8%)、当期純利益64,367千円(前事業年度比90.0%)となりました。

当事業年度末における総資産は、1,236,605千円（前事業年度末比29,694千円増）となりました。流動資産につきましては898,668千円（同81,306千円増）となりました。増減の主な要因としましては、現金及び預金の増加（同15,610千円増）、売掛金の増加（同60,412千円増）があったことによります。固定資産につきましては、投資有価証券の取得により投資その他の資産の増加（同25,951千円増）などがありましたが、減価償却費によるソフトウェアの減少（同75,019千円減）により、337,937千円（同51,612千円減）となりました。

負債は、256,165千円（同48,615千円減）となりました。増減の主な要因としましては、返済による長期借入金の減少（同75,090千円減）があったことによります。

以上の結果、純資産は、980,439千円（同78,310千円増）となり、自己資本比率は、前事業年度末の71.9%から76.0%となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます）は前事業年度末に比べ、15,610千円増加し、572,787千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、165,134千円となりました。主な収入要因としては、税引前当期純利益67,049千円の計上、減価償却費141,702千円の計上などがありました。一方で主な支出要因としては、売上債権の増加60,412千円などであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、80,653千円となりました。主な支出要因としては、無形固定資産の取得57,925千円、投資有価証券の取得15,014千円などであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、68,870千円となりました。主な支出要因としては、長期借入金の返済75,090千円などであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績において、当社は単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

名称	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
メディアビジネス	1,653,013	101.8	1,583,897	95.8
コンテンツビジネス	56,016	41.9	20,168	36.0
合計	1,709,030	97.2	1,604,065	93.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、KDD I 株式会社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
KDD I 株式会社	949,545	55.5	673,366	42.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績などを勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5経理の状況（1）財務諸表〔注記事項〕（重要な会計方針）」に記載しております。

②経営者の視点による経営成績等の状況及び、資本の財源、資金の流動性についての分析

当事業年度は開発収入による売上依存度を下げ、自社開発のプロパティ（資産）を活用したデータライセンス提供に関連する事業を主体にした事業構造の変革を引き続き進めております。結果、データライセンス事業売上が売上の4割を超える水準まで伸長しております。この事業構造の変化により売上は6.1%減少、一方前事業年度より引続きデータライセンス事業が伸長したことにより、売上総利益率が前年度32.3%から38.0%まで上昇、営業利益額は41,918千円から68,561千円まで上昇するなど収益構造が継続的に向上しております。

また、当社の主な資金需要は運転資金および研究開発費用であります。

運転資金は人件費支払いに充てるためのものであり、原則として営業活動による収入で賄うこととしております。

研究開発費用は人工知能関連の技術開発、社内で使用するソフトウェアや、ソフトウェア開発に使用するサーバー等が主なものであり、基本的には営業活動による収入を主たる財源としておりますが、資金繰りや金融情勢を勘案し、良好な関係にある金融機関から借入による資金調達も必要に応じ、検討可能な状況であります。

(3) 経営戦略の現状と見通し

インターネット関連業界は、通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化、スマートフォンの急速な普及が進んでおり、スマートフォンやPC、タブレットのみならず家電や自動車、ロボット、産業機械などあらゆる端末機器がインターネットに接続されるI o Tの進展は今後ますます急速に進んでいきます。

また、クラウドコンピューティングの発展および大量の行動データの超高速処理環境の発展も進んでいきます。

そのような環境の中で、当社は独自データベースの提供事業であるデータサービスにより音楽・映像・書籍データ分野の事実上の標準化を目指します。具体的には、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社T S U T A Y Aなど現在のデータ関連技術提供先を飛躍的に増やすことを目指します。そのうえで、データ開発分野を音楽・映像・書籍分野のみならず飲料、食品、生活雑貨、家電など一般商材まで広げ、データ提供先をエンターテインメント分野以外の製造メーカーや小売関連業界にも拡大してまいります。

さらに、機械学習や深層学習、自然言語処理などの分析応用技術の開発・活用を進め、レコメンデーション、パーソナライズサービスの進化、分析サービスや予測サービスや開発支援、制作支援、販売促進支援などの当社独自データベースならではの付加価値型データベースマーケティング事業を広げていきます。

これらすべての当社独自データベース関連サービスにおいて重要な要素として創業以来の当社の注力領域である人間の持つ「感情」や「感性」のデータベース化およびその利活用にあります。当社は「人の感情や感性を理解する技術」の開発をより一層進めてまいります。そのための土台となるのが、当社独自感性データベースおよび感性A Iの技術となります。それらを利活用し

- ①エンターテインメントとテクノロジーの連携・融合の可能性を技術開発、事業開発の面で最大限に追求します。
- ②エンターテインメント分析を通じて培った人間の感情・感性を理解する技術を用途特化型「専門A I」開発に活かし、社会に存在するあらゆる汎用的なA Iと連携してまいります。
- ③「専門A I」を通じて培った技術をコミュニケーション型生活提案サービスなど次世代マーケティングサービスに活用し「感性マーケティングサービス」を実現します。

当社のデータ関連サービスが繋がる機器を、スマートフォンやパソコン・タブレットのみならずI o Tとして連携し得る次世代の自動車や家電、ロボット、ウェアラブルコンピュータなどに広げていきます。そのうえで、中長期的には自社にてユーザーベースを持ち得る当社独自のデータベース活用サービスを展開し、国内外でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の『人間の想像力をつなぐ』ことに寄与してまいります。

それらの実現のために、当社独自の人の感情や感性を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発およびそのデータを利活用するデータ関連技術を進めてまいります。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境および入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属するインターネット業界は開発スピードが速く、その内容も複雑化してきております。また、提供するサービスについても、ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え、柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化する事も予想されます。

そのような事業環境の中で、当社はデータベースを基盤とした事業モデルにより集中し収益体質を強化すべく、通信事業者と事業の再構築の強化、データベースおよび関連技術サービスのライセンス先拡大、拡大のための実証実験サービス、プロトタイプ開発など次期主力事業を目的とした種まきの実施、当社プロパティのプロダクト化およびオープン化などの「事業面の強化」、AI関連技術および感性メタデータベースへの集中開発など「開発面の強化」、事業資産と機会の選択と集中、リーダー層の育成、企業文化のさらなる浸透などの「人材およびマネージメント面の強化」を行ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社メディアソケット (注) 1	KDDI株式会社	取引基本契約書	KDDI株式会社との取引に関する基本契約	平成18年5月19日から1年間 (以降1年毎自動更新)
株式会社ソケット	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社 (注) 2	データベースの構築・利用等に関する業務提携契約書	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社との業務提携に関する契約 (注) 2	契約締結日 平成25年9月30日

(注) 1. 当社は平成19年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。

2. 他2社とは、株式会社T-MEDIAホールディングス(平成28年4月1日付で株式会社TSUTAYAに吸収合併)、株式会社CSマーケティングになります。本契約は4社間での業務提携になります。

5 【研究開発活動】

当社は、競争力の源泉であるMSDBの利用範囲を拡大し、収益モデルの多様化を実現していくためのデータベース強化と関連技術の研究、新しいサービスに向けた調査研究などに取り組んでおります。

以上から、当事業年度における研究開発の総額は、86,928千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は64,921千円であり、その主なものは、自社使用ソフトウェアおよびアプリケーションへの投資であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却などはありません。

なお、当社の事業は単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員 数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全社業務 施設	14,143	8,009	1,732	131,372	1,936	157,194	61 (11)

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外書で記載しております。
3 本社の建物は賃借中のものであり、設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	65,291

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,469,000	2,469,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,469,000	2,469,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 24
新株予約権の数(個) ※	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式8,000(注1、2、4、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	980(注3、8)
新株予約権の行使期間 ※	自 平成22年11月15日 至 平成30年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 980(注8) 資本組入額 490(注8)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注7)

※ 当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載に同じです。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任又は定年退職後などの権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
 - (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
 - ①当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ②当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ③当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ④当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ⑤当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第6回新株予約権

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 19
新株予約権の数（個）※	3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式600（注1、2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,500（注3、8）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成23年7月1日 至 平成31年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,500（注8） 資本組入額1,750（注8）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載に同じです。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

（1）新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任又は定年退職後などの権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

（2）新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- | | |
|--------------------|------|
| ①割当日から2年間経過以降（3年目） | 20% |
| ②割当日から3年間経過以降（4年目） | 40% |
| ③割当日から4年間経過以降（5年目） | 60% |
| ④割当日から5年間経過以降（6年目） | 80% |
| ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） | 100% |
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
- ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
- ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第7回新株予約権

決議年月日	平成22年 6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20
新株予約権の数（個）※	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式400（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,110（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成24年 7月 1日 至 平成32年 5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,110 資本組入額1,055
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

①割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
②割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
③割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
④割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
⑤割当日から6年間経過以降（7年目）	100%
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由および取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第8回新株予約権

決議年月日	平成23年 6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 29
新株予約権の数（個）※	36
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式3,600（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,785（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成25年 7月 1日 至 平成33年 4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,785 資本組入額 893
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年 3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年 5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

①割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
②割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
③割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
④割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
⑤割当日から6年間経過以降（7年目）	100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第9回新株予約権

決議年月日	平成24年 6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12
新株予約権の数（個）※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式500（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	911（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成26年 7月 1日 至 平成34年 4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 911 資本組入額 456
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年 3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年 5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

①割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
②割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
③割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
④割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
⑤割当日から6年間経過以降（7年目）	100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第10回新株予約権

決議年月日	平成24年11月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社子会社取締役 3
新株予約権の数（個）※	450
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式45,000（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,030（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成26年12月1日 至 平成34年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,030 資本組入額 515
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。
 - ①割当日から2年間経過以降（3年目） 20%
 - ②割当日から3年間経過以降（4年目） 40%
 - ③割当日から4年間経過以降（5年目） 60%
 - ④割当日から5年間経過以降（6年目） 80%
 - ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） 100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第11回新株予約権

決議年月日	平成25年 6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9 当社子会社従業員 7
新株予約権の数（個）※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式500（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,157（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成27年 7月 1日 至 平成35年 5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,157 資本組入額 579
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。
2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。
（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- （3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

①割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
②割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
③割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
④割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
⑤割当日から6年間経過以降（7年目）	100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第12回新株予約権

決議年月日	平成26年 6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 14 当社子会社従業員 3
新株予約権の数（個）※	175
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式17,500（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,330（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成28年 7月 3日 至 平成36年 4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,330 資本組入額 665
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。
 - ①割当日から2年間経過以降（3年目） 20%
 - ②割当日から3年間経過以降（4年目） 40%
 - ③割当日から4年間経過以降（5年目） 60%
 - ④割当日から5年間経過以降（6年目） 80%
 - ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） 100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第13回新株予約権

決議年月日	平成27年 6月 22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の数（個）※	226
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式22,600（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	966（注3）
新株予約権の行使期間 ※	自 平成29年 7月 2日 至 平成37年 4月 30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 966 資本組入額 483
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

（3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

①割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
②割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
③割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
④割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
⑤割当日から6年間経過以降（7年目）	100%
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年8月19日 (注) 1.	120,000	2,351,000	91,260	482,627	91,260	386,947
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注) 2.	73,000	2,424,000	8,220	490,847	3,500	390,447
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注) 2.	34,000	2,458,000	6,135	496,982	4,935	395,382
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注) 2.	3,000	2,461,000	750	497,732	750	396,132
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 (注) 2.	8,000	2,469,000	3,480	501,212	3,480	399,612

(注) 1. 有償第三者割当

割当価格 1,521円

資本組入額 760.5円

割当先 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	3	14	15	13	4	703	752	—
所有株式数 (単元)	—	1,118	1,239	7,810	467	37	13,999	24,670	2,000
所有株式数の 割合 (%)	—	4.53	5.02	31.66	1.89	0.15	56.75	100	—

(注) 自己株式24,583株は、「個人その他」に245単元および「単元未満株式の状況」に83株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	732,000	29.94
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	240,000	9.81
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	240,000	9.81
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566番1号 井門明治安田生命ビル	145,000	5.93
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	97,600	3.99
株式会社カイカ	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	63,300	2.59
株式会社フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	57,800	2.36
芳林 知仁	東京都豊島区	55,100	2.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	51,800	2.11
伊草 雅幸	東京都世田谷区	41,000	1.67
計	—	1,723,600	70.51

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 24,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,442,500	24,425	—
単元未満株式	普通株式 2,000	—	—
発行済株式総数	2,469,000	—	—
総株主の議決権	—	24,425	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ 谷四丁目23番5号	24,500	—	24,500	0.99
計	—	24,500	—	24,500	0.99

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式83株があります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数 (株)	株価の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	46	67,099
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取および売渡による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	24,583	—	24,583	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しており、経営成績および財政状態を勘案しながら長期的な視点にたった安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

上記の方針のもと、当事業年度の期末配当は、足元の状況および経営環境並びに配当金額の規模などを総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら無配とすることを決定いたしました。収益の回復状況を踏まえて今後の配当について検討して参りたいと考えております。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性およびコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術およびサービス開発体制や企画営業体制を強化するための人材採用やMSDBやサービスエンジンの開発など、将来の事業拡大への投資に有効に活用して参りたいと考えております。

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 〔最近5年間の事業年度別最高・最低株価〕

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	4,570	1,778	990	1,544	2,450
最低(円)	764	877	509	528	1,076

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(2) 〔最近6月間の月別最高・最低株価〕

月別	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
最高(円)	1,699	1,545	1,493	1,467	1,765	1,524
最低(円)	1,441	1,354	1,300	1,310	1,228	1,299

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役		浦部 浩司	昭和43年5月18日生	平成4年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 平成11年10月 (株)ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員就任 平成12年6月 当社設立、代表取締役就任 (現任)	(注3)	732,000
取締役		石川 鉄男	昭和40年1月9日生	平成7年4月 (株)スマイルカンパニー入社 取締役就任 平成19年6月 (株)T. C. FACTORY取締役就任 平成25年7月 当社技術開発部フェロー 平成27年11月 当社R&Dセクターリーダー就任 平成28年4月 当社テクノロジー本部本部長兼R&Dマーケティンググループリーダー就任 (現任) 平成28年6月 当社取締役就任 (現任)	(注3)	2,260
取締役		鶴飼 幸弘 (注1)	昭和34年2月19日生	昭和56年4月 シャープ(株)入社 平成元年2月 (株)リコー入社 平成2年9月 (株)メガチップス入社 平成10年6月 同社取締役就任 平成12年6月 当社取締役就任 (現任) 平成20年6月 (株)メガチップス代表取締役社長就任 平成23年7月 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長就任(現任)	(注3)	15,000
取締役		佐藤 明 (注1)	昭和40年3月17日生	昭和62年4月 野村証券(株)入社 平成13年5月 (株)バリュークリエイト代表取締役就任 (現任) 平成17年12月 富士製薬工業(株)監査役就任 (現任) 平成24年11月 当社取締役就任 (現任)	(注3)	-
常勤監査役		山本 実 (注2)	昭和23年9月16日生	昭和46年4月 (株)埼玉銀行 (現(株)埼玉りそな銀行) 入行 平成8年4月 (株)ランシステム出向 平成12年9月 (株)ランシステム専務取締役就任 平成20年5月 (株)ランシステム代表取締役社長就任 平成21年11月 (株)オフィス・シューエイ監査役就任 平成22年11月 ピーエムアール(株) (現スマイキー(株)) 監査役就任 平成23年7月 同社取締役就任 平成24年6月 同社取締役辞任 平成24年6月 当社監査役就任 (現任)	(注4)	-
監査役		大塚 一郎 (注2)	昭和28年4月20日生	昭和56年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所入所 昭和63年1月 ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 平成2年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 平成4年10月 ブレークモア法律事務所入所 平成11年12月 メリルリンチ日本証券(株)監査役就任 平成14年6月 リシュモンジャパン(株)監査役就任 (現任) 平成14年10月 東京六本木法律事務所 (現東京六本木法律特許事務所) 設立、パートナー就任 (現任) 平成20年1月 当社監査役就任 (現任)	(注4)	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役		今西 浩之 (注2)	昭和41年9月22日生	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長就任(現任) 平成13年10月 ㈱ランシステム取締役就任 平成15年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 平成17年3月 ㈱朝日ネット監査役就任(現任) 平成17年6月 ㈱バイオラックス監査役就任 平成20年6月 当社監査役就任(現任) 平成28年6月 ㈱バイオラックス社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注4)	—
					計	754,260

- (注) 1. 取締役鶴飼幸弘氏、取締役佐藤明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本実氏、大塚一郎氏および今西浩之氏は、社外監査役であります。
3. 平成30年6月22日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 平成28年6月22日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織およびシステムを構築し、株主並びに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

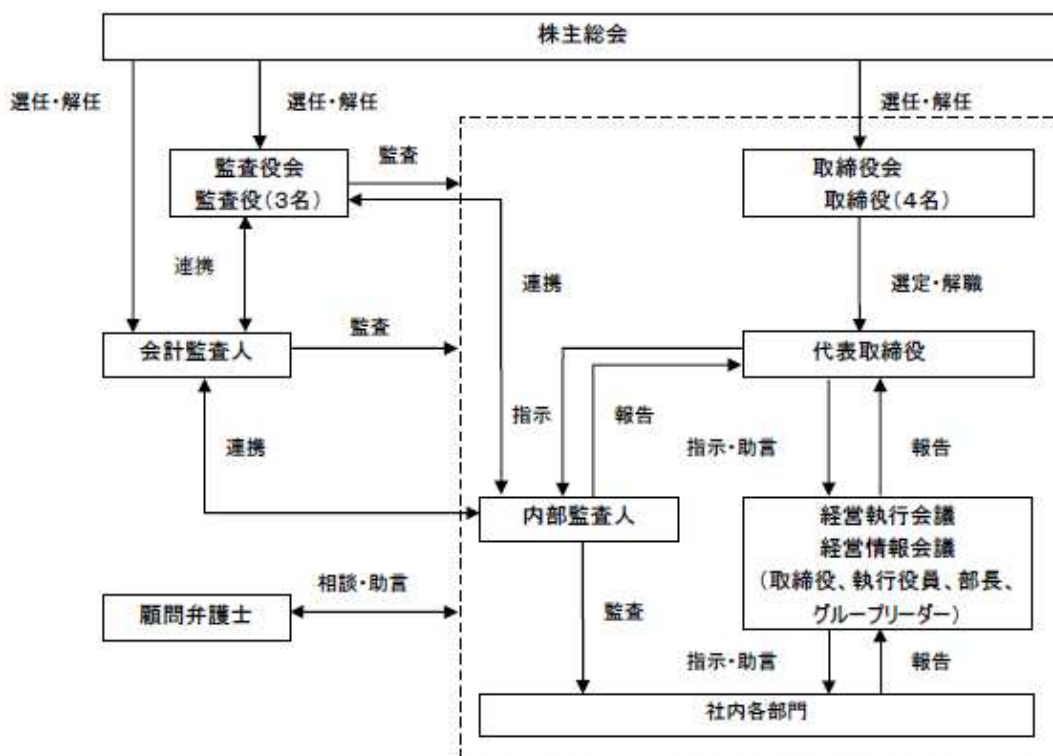
②コーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会および監査役会を設置しております。社外取締役（2名）および社外監査役（3名）を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制などに知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言などを行うことで信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階および技術開発などのスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性などにおいて最も効率が高く、最適な体制であると判断しております。

③会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



(i) 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた4名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な意思決定を討議し決定および取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況など、その他の業務上の報告を行行情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長に指示をしております。

(ii) 監査役会

監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査しております。なお、社外監査役今西浩之は、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。今西氏は、公認会計士および税理士であり会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務および開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

(iii) 経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、執行役員5名が、各部門の状況報告や課題を共有し議論する、また、物品・サービスの購入や一部の規程類の制改定など権限に基づいた決裁を行う目的で、2週間に1度、経営執行会議を開催しております。

(iv) 経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ単位での業務運営状況報告および情報交換等を行うため、取締役、執行役員、部長およびグループリーダーによって2週間に1度開催されております。本書提出日現在の構成人数は、取締役2名、執行役員3名、グループリーダー4名、監査役1名の計10名であります。

(v) 内部監査及び監査役監査

当社では内部統制の有効性および実際の業務の執行状況については、内部監査人（2名）による監査・調査を定期的実施しております。具体的に内部監査は、コーポレートマネジメント室室長以外の、代表取締役指名された内部監査人が担当し、監査実施結果の報告および改善案の提出を代表取締役へ、内部監査実施の都度行うこととしております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

監査役監査については、会計、法律およびリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

また、監査役監査、会計監査人による監査および内部監査が有機的に連携する様、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、月に1回の内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人の期中の監査結果報告会に出席しております。監査役会と会計監査人とは、期中の監査役等に報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

なお、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、監査役会と内部監査人との定期的な意見・情報交換に加え、コーポレート本部が社外取締役および社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料などを事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問合せなどがあつた場合には、コーポレート本部が迅速に対応する体制となっております。

(vi) 弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

(vii) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、監査を受けております。当事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 板谷 秀穂

指定有限責任社員 業務執行社員 三木 康弘

継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他3名

(viii) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌などの明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（内部監査担当および他部門のリーダー）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

④業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点などの是正・改善状況ならびに、講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会、経営執行会議およびリスク管理委員会において、代表取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士など社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備を行いプライバシーマークの取得を行っております。

⑥役員報酬の内容及び方針

当社は、平成30年3月期において、取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与引当金 繰入額	
取締役 (社外取締役を除く)	45,349	39,615	919	4,815	2
社外役員	29,960	26,970	710	2,280	5

(注) 平成19年6月25日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額総額を年額300百万円以内、監査役の報酬額総額を年額50百万円以内と改定しております。

なお、当社の役員報酬の決定に際しては、会社の業績および各取締役の貢献度などに基づいております。

⑦社外取締役及び社外監査役の状況

(i) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

(ii) 会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

社外取締役鶴飼幸弘は、当社株式を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

鶴飼 幸弘 株式 15,000株

社外取締役佐藤明は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

佐藤 明 70個 (7,000株)

社外監査役大塚一郎は、当社株式を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

大塚 一郎 株式 5,000株

社外監査役山本実および今西浩之は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

山本 実 50個 (5,000株)

今西 浩之 5個 (5,000株)

(iii) 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、それぞれ上場企業経営者、証券アナリストとしての豊富な経験・知識に基づいた助言や監視を受け、経営意思決定に役立てています。

社外監査役は、企業経営、会計、法務等に関する豊富な知識・経験に基づいた発言を取締役会、監査役会などで行っており、その立場から適正な監査を実施しております。

(iv) 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性の基準として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たすことを選任の要件としております。

(v) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役鶴飼幸弘は、上場企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外取締役佐藤明は、証券アナリストとして数多くの企業分析に携われた豊富な経験および企業運営にかかる幅広い見識が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外監査役山本実は、同氏の長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言を期待できるとの判断から選任しております。

社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地および提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンスおよびリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。

社外監査役今西浩之は、会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務および開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

(vi) 社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

上記③会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等(v)内部監査及び監査役監査に記載しております。

⑧責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である鶴飼幸弘および佐藤明ならびに社外監査役である大塚一郎および今西浩之は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑪自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑫株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額
3銘柄 25,014千円

⑬株主総会の特別議決要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別議決要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

⑭中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,000	—	16,800	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の新日本有限責任監査法人に対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	557,177	572,787
売掛金	220,590	281,003
仕掛品	2,365	—
前払費用	14,354	24,675
繰延税金資産	22,498	19,463
その他	608	1,007
貸倒引当金	△233	△268
流動資産合計	817,361	898,668
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,412	19,412
減価償却累計額	△3,550	△5,268
建物(純額)	15,861	14,143
工具、器具及び備品	46,936	53,276
減価償却累計額	△41,343	△45,266
工具、器具及び備品(純額)	5,592	8,009
リース資産	3,564	3,564
減価償却累計額	△1,237	△1,831
リース資産(純額)	2,326	1,732
有形固定資産合計	23,780	23,885
無形固定資産		
ソフトウェア	206,392	131,372
ソフトウェア仮勘定	4,584	1,936
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	211,049	133,381
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	25,014
関係会社株式	49,000	49,000
繰延税金資産	14,980	26,894
敷金及び保証金	80,738	79,238
その他	967	1,489
貸倒引当金	△967	△967
投資その他の資産合計	154,718	180,669
固定資産合計	389,549	337,937
資産合計	1,206,910	1,236,605

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	79,812	63,051
1年内返済予定の長期借入金	75,090	-
リース債務	641	641
未払金	8,137	18,692
未払費用	23,035	18,775
未払法人税等	8,586	19,159
未払消費税等	9,535	9,941
預り金	5,736	10,167
賞与引当金	43,619	47,343
役員賞与引当金	-	7,095
その他	65	-
流動負債合計	254,259	194,867
固定負債		
リース債務	1,978	1,336
退職給付引当金	48,543	59,961
固定負債合計	50,521	61,298
負債合計	304,781	256,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	497,732	501,212
資本剰余金		
資本準備金	396,132	399,612
資本剰余金合計	396,132	399,612
利益剰余金		
利益準備金	4,295	4,295
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,887	66,254
利益剰余金合計	6,182	70,549
自己株式	△31,942	△32,009
株主資本合計	868,103	939,363
新株予約権	34,025	41,076
純資産合計	902,129	980,439
負債純資産合計	1,206,910	1,236,605

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	1,709,030	1,604,065
売上原価	1,156,682	994,554
売上総利益	552,347	609,511
販売費及び一般管理費	※1,※2 510,428	※1,※2 540,950
営業利益	41,918	68,561
営業外収益		
受取利息	0	9
受取配当金	2,000	570
受取手数料	—	613
雑収入	251	158
営業外収益合計	2,251	1,351
営業外費用		
支払利息	5,369	1,201
為替差損	647	741
雑損失	—	138
営業外費用合計	6,016	2,081
経常利益	38,152	67,832
特別損失		
減損損失	※3 1,765	—
固定資産除却損	—	782
特別損失合計	1,765	782
税引前当期純利益	36,387	67,049
法人税、住民税及び事業税	2,343	11,561
法人税等調整額	△37,479	△8,879
法人税等合計	△35,135	2,682
当期純利益	71,522	64,367

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		317,542	26.4	349,470	30.7
II 外注費		354,126	29.4	288,843	25.4
III 経費	※1	531,303	44.2	500,222	43.9
当期総製造費用		1,202,973	100.0	1,138,537	100.0
期首仕掛品たな卸高		43,028		2,365	
合計		1,246,001		1,140,902	
期末仕掛品たな卸高		2,365		—	
他勘定振替高	※2	86,953		146,348	
当期売上原価		1,156,682		994,554	

(注)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (千円)		金額 (千円)	
※1 経費の主な内訳				
ライセンス使用料		58,229		44,385
減価償却費		116,069		132,226
コンテンツ制作費		9,346		2,250
支払手数料		288,363		258,641
地代家賃		36,024		38,604
通信費		7,630		6,346
旅費交通費		10,158		11,637
※2 他勘定振替高の内訳				
ソフトウェア仮勘定		34,725		59,419
研究開発費		52,228		86,928

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	496,982	395,382	395,382	4,295	△69,635	△65,340	△31,873	795,150	
当期変動額									
新株の発行	750	750	750					1,500	
当期純利益					71,522	71,522		71,522	
自己株式の取得							△69	△69	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	750	750	750	－	71,522	71,522	△69	72,952	
当期末残高	497,732	396,132	396,132	4,295	1,887	6,182	△31,942	868,103	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	26,328	821,478
当期変動額		
新株の発行		1,500
当期純利益		71,522
自己株式の取得		△69
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,697	7,697
当期変動額合計	7,697	80,650
当期末残高	34,025	902,129

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰 余金			
当期首残高	497,732	396,132	396,132	4,295	1,887	6,182	△31,942	868,103
当期変動額								
新株の発行	3,480	3,480	3,480					6,960
当期純利益					64,367	64,367		64,367
自己株式の取得							△67	△67
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	3,480	3,480	3,480	—	64,367	64,367	△67	71,260
当期末残高	501,212	399,612	399,612	4,295	66,254	70,549	△32,009	939,363

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	34,025	902,129
当期変動額		
新株の発行		6,960
当期純利益		64,367
自己株式の取得		△67
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,050	7,050
当期変動額合計	7,050	78,310
当期末残高	41,076	980,439

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	36,387	67,049
減価償却費	129,741	141,702
固定資産除却損	—	782
減損損失	1,765	—
株式報酬費用	7,697	7,050
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	83	34
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,729	3,724
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	7,095
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,207	11,418
受取利息及び受取配当金	△2,000	△579
支払利息	5,369	1,201
売上債権の増減額 (△は増加)	71,252	△60,412
たな卸資産の増減額 (△は増加)	40,663	2,365
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,164	△16,760
未払金の増減額 (△は減少)	△3,605	10,554
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△25,822	406
その他	△9,349	△7,906
小計	265,956	167,724
利息及び配当金の受取額	2,000	579
利息の支払額	△4,946	△1,170
法人税等の支払額	△2,698	△1,997
営業活動によるキャッシュ・フロー	260,311	165,134
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,962	△6,995
無形固定資産の取得による支出	△41,786	△57,925
投資有価証券の取得による支出	—	△15,014
差入保証金の回収による収入	—	500
その他	—	△1,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,748	△80,653
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△100,000	—
長期借入金の返済による支出	△137,455	△75,090
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,500	6,960
自己株式の取得による支出	△69	△67
配当金の支払額	△13	△31
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△641	△641
財務活動によるキャッシュ・フロー	△236,679	△68,870
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△25,115	15,610
現金及び現金同等物の期首残高	582,293	557,177
現金及び現金同等物の期末残高	※ 557,177	※ 572,787

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

5. 売上の計上基準

コンテンツビジネスにおいては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社計上額との差額につき売上調整しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95%、当事業年度95%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	59,040千円	66,585千円
役員賞与引当金繰入額	—	7,095
賃金給料及び諸手当	146,525	129,548
法定福利費	28,903	24,099
支払手数料	75,034	78,135
広告宣伝費	9,518	2,725
賞与引当金繰入額	17,438	16,916
退職給付費用	7,249	7,990
貸倒引当金繰入額	233	51
減価償却費	13,672	9,475
地代家賃	21,853	20,632

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	52,228千円	86,928千円

※3 減損損失

前事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	1,765

(2) グルーピングの方法及び減損損失を認識するに至った経緯

当社は管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

前事業年度において上記事業用資産の一部に減損の兆候が把握されたことから、回収可能性を慎重に検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積もり総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,458,000	3,000	—	2,461,000
合計	2,458,000	3,000	—	2,461,000
自己株式				
普通株式	24,448	89	—	24,537
合計	24,448	89	—	24,537

(注) 1. 発行済株式の増加は、ストック・オプションの行使による3,000株の増加分であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による89株の増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	34,025
合計		—	—	—	—	—	34,025

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,461,000	8,000	—	2,469,000
合計	2,461,000	8,000	—	2,469,000
自己株式				
普通株式	24,537	46	—	24,583
合計	24,537	46	—	24,583

(注) 1. 発行済株式の増加は、ストック・オプションの行使による8,000株の増加分であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による46株の増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	41,076
	合計	—	—	—	—	—	41,076

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	557,177千円	572,787千円
現金及び現金同等物	557,177	572,787

(リース取引関係)

リース資産総額の重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日および残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部からの報告に基づきコーポレートマネジメント室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	557,177	557,177	—
(2) 売掛金	220,590	220,590	—
(3) 敷金及び保証金	80,738	80,579	△159
資産計	858,505	858,346	△159
(1) 買掛金	79,812	79,812	—
(2) 未払金	8,137	8,137	—
(3) 未払法人税等	8,586	8,586	—
(4) 未払消費税等	9,535	9,535	—
(5) 長期借入金	75,090	74,475	△614
負債計	181,160	180,545	△614

※1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	572,787	572,787	—
(2) 売掛金	281,003	281,003	—
(3) 敷金及び保証金	79,238	79,165	△72
資産計	933,028	932,956	△72
(1) 買掛金	63,051	63,051	—
(2) 未払金	18,692	18,692	—
(3) 未払法人税等	19,159	19,159	—
(4) 未払消費税等	9,941	9,941	—
負債計	110,845	110,845	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	10,000	25,014
関係会社株式	49,000	49,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから金融商品の時価等には含めておりません。

3. 満期のある金銭債権については、全て1年以内に償還されるものとなっております。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	75,090	—	—	—	—	—

当事業年度 (平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 関連会社株式 49,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

非上場株式 (貸借対照表計上額 投資有価証券 10,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 関連会社株式 49,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

非上場株式 (貸借対照表計上額 投資有価証券 25,014千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金支給規定に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	35,336 千円	48,543 千円
退職給付費用	17,529	17,538
退職給付の支払額	△4,322	△6,120
退職給付引当金の期末残高	48,543	59,961

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	48,543 千円	59,961 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,543	59,961
退職給付引当金	48,543	59,961
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,543	59,961

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 17,529千円 当事業年度 17,538千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	7,697	7,050

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役1名、 監査役1名、 従業員16名	当社監査役1名、 従業員24名	当社従業員19名	当社従業員20名	当社従業員29名
株式の種類及び付 与数(注)	普通株式 76,000株	普通株式 33,000株	普通株式 8,000株	普通株式 2,600株	普通株式 10,000株
付与日	平成20年3月31日	平成20年11月14日	平成21年6月30日	平成22年6月30日	平成23年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 株式公開日から1 年間経過すること を行使期間開始の 条件とする。	権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 株式公開日から1 年間経過すること を行使期間開始の 条件とする。	権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。	権利行使時に当社 の取締役、監査役 又は従業員いづれ かの地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。	権利行使時に当社 の取締役、監査役 又は従業員いづれ かの地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。
対象勤務期間	—	—	自 平成21年6月30日 至 平成23年6月30日	自 平成22年6月30日 至 平成24年6月30日	自 平成23年6月30日 至 平成25年6月30日
権利行使期間	自 平成22年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成22年11月15日 至 平成30年10月31日	自 平成23年7月1日 至 平成31年5月28日	自 平成24年7月1日 至 平成32年5月13日	自 平成25年7月1日 至 平成33年4月26日

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員12名	当社取締役2名 当社監査役1名 当社子会社取締役 3名	当社従業員9名 当社子会社従業員 7名	当社取締役3名 当社従業員14名 当社子会社従業員 3名	当社取締役1名 当社従業員15名
株式の種類及び付 与数(注)	普通株式 1,300株	普通株式 50,000株	普通株式 1,600株	普通株式 36,500株	普通株式 29,200株
付与日	平成24年6月29日	平成24年11月30日	平成25年6月30日	平成26年7月2日	平成27年7月1日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	自 平成24年6月29日 至 平成26年6月29日	自 平成24年11月30日 至 平成26年11月30日	自 平成25年6月30日 至 平成27年6月30日	自 平成26年7月2日 至 平成28年7月2日	自 平成27年7月1日 至 平成29年7月1日
権利行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成34年4月25日	自 平成26年12月1日 至 平成34年9月5日	自 平成27年7月1日 至 平成35年5月14日	自 平成28年7月3日 至 平成36年4月30日	自 平成29年7月2日 至 平成37年4月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前事業年度末	8,000	9,000	600	500	3,600
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	8,000	—	—	—	—
失効	—	1,000	—	100	—
未行使残	—	8,000	600	400	3,600

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	—	—	—	—	24,700
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	24,700
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前事業年度末	600	45,000	500	17,600	—
権利確定	—	—	—	—	24,700
権利行使	—	—	—	—	—
失効	100	—	—	100	2,100
未行使残	500	45,000	500	17,500	22,600

② 単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円)	870	980	3,500	2,110	1,785
行使時平均株価 (円)	1,386	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	1,696	885	673

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利行使価格(円)	911	1,030	1,157	1,330	966
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	293	357	357	521	355

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
賞与引当金	13,460千円	14,496千円
未払費用	6,583	2,222
未払事業税	2,069	2,662
その他	385	82
繰延税金資産 (流動) 合計	22,498	19,463
繰延税金資産 (固定)		
減価償却超過額	53,412	94,577
減損損失	50,289	—
貸倒引当金	—	296
資産除去債務	612	918
退職給付引当金	14,863	18,360
一括償却資産超過額	192	329
関係会社株式評価損	8,966	8,966
投資有価証券評価損	3,084	3,084
繰越欠損金	363,966	352,979
その他	379	466
小計	495,768	479,980
評価性引当額	△480,788	△453,085
繰延税金資産 (固定) 合計	14,980	26,894
繰延税金資産合計	37,479	46,358

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に加算されない項目	11.6	10.7
住民税均等割等	6.3	3.4
評価性引当額の増減	△144.7	△41.3
その他	△0.7	0.4
税効果会計適用後の法人税の負担率	△96.6	4.0

(持分法損益等)

1. 関連会社に対する投資に関する事項

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	49,000千円	49,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	55,486	54,058
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△473	△1,428

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(資産除去債務関係)

当社はオフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、モバイル端末向けアプリケーション開発、データベース構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
KDD I 株式会社	949,545

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

なお、売上高には、KDD I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
KDD I 株式会社	673,366

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

なお、売上高には、KDD I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	356.30円	384.29円
1株当たり当期純利益金額	29.38円	26.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	26.11円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	71,522	64,367
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	71,522	64,367
普通株式の期中平均株式数(株)	2,434,082	2,436,786
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数(株)	—	28,587
(うち新株予約権(株))	—	(28,587)
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第4回新株予約権(新株予約権の数8個)、第5回(新株予約権の数9個)、第6回新株予約権(新株予約権の数3個)、第7回新株予約権(新株予約権の数5個)、第8回新株予約権(新株予約権の数36個)、第9回新株予約権(新株予約権の数6個)、第10回新株予約権(新株予約権の数450個)、第11回新株予約権(新株予約権の数5個)、第12回新株予約権(新株予約権の数176個)、第13回新株予約権(新株予約権の数247個)	会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第6回新株予約権(新株予約権の数3個)、第7回新株予約権(新株予約権の数4個)、第8回新株予約権(新株予約権の数36個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	19,412	—	—	19,412	5,268	1,717	14,143
工具、器具及び備品	46,936	6,995	656	53,276	45,266	4,579	8,009
リース資産	3,564	—	—	3,564	1,831	594	1,732
有形固定資産計	69,912	6,995	656	76,252	52,366	6,890	23,885
無形固定資産							
ソフトウェア	896,501	60,573	16,682	940,392	809,019	134,811	131,372
ソフトウェア仮勘定	4,584	57,925	60,573	1,936	—	—	1,936
電話加入権	72	—	—	72	—	—	72
無形固定資産計	901,158	118,499	77,256	942,401	809,019	134,811	133,381

(注) 1. 減損損失累計額については「期末減価償却累計額又は償却累計額」欄に含めております。

2. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	ファイルサーバー一式	1,837千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェア	60,573千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア	57,925千円

3. 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア	除却による減少	16,682千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア完成による減少	60,573千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	75,090	—	—	—
合計	75,090	—	—	—

(注) 「平均利率」については、当期末残高がないため、記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,200	268	16	216	1,235
賞与引当金	43,619	47,343	43,619	—	47,343
役員賞与引当金	—	7,095	—	—	7,095

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

(1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	153
預金	
普通預金	571,846
別段預金	787
小計	572,634
合計	572,787

(2) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
KDDI株式会社	97,527
株式会社楽天	37,874
アスミック・エース株式会社	30,389
株式会社レコチョク	21,778
LINE MUSIC株式会社	20,462
その他	72,971
合計	281,003

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期貸倒 償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(E)}{2}$ $\frac{(B)}{(B)}$ 365
220,590	1,732,470	1,672,040	17	281,003	85.6	52.9

(注) 上記金額には消費税等を含めております。

②固定資産

敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
本社	78,614
その他	623
合計	79,238

③流動負債

買掛金

相手先	金額（千円）
Amazon Web Services, Inc	19,353
メルコ・パワー・システムズ株式会社	7,142
KDDI株式会社	5,331
アデリック・リサーチ合同会社	4,725
ギークス株式会社	3,153
その他	23,344
合計	63,051

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	355,197	759,907	1,156,202	1,604,065
税引前四半期（当期）純利益金額又は税引前四半期純損失金額（△）（千円）	△4,655	17,826	31,997	67,049
四半期（当期）純利益金額又は四半期純損失金額（△）（千円）	△5,228	16,681	30,280	64,367
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△2.15	6.85	12.43	26.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△2.15	8.99	5.58	13.98

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.sockets.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第18期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

（第18期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月10日関東財務局長に提出

（第18期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月22日

株式会社 ソケット

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三木 康弘 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケットの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソケットが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長浦部浩司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用し、財務報告における記載内容の適正性と信頼性を確保することに努めております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性を含んでおります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として実施しており、当該評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスにおける評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の事業拠点が単一であることから全社を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として「売上高」「売掛金」「仕掛品」「ソフトウェア」および「ソフトウェア仮勘定」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日である平成30年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【最高財務責任者の役職氏名】	コーポレートマネジメント室 室長 坂蓋 勝二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長浦部浩司および当社最高財務責任者坂蓋勝二は、当社の第18期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。